

# 登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示の一部改正について

平成18年11月  
海技資格課

## I. 改正の背景

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号。以下「法」という。）は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格及び小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格等を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的としています。

法23条の10において、登録小型船舶教習所の課程を修了した者について、操縦試験（学科試験又は実技試験の全部又は一部）を免除することができることとしており、登録小型船舶教習所の実施基準については、登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示で定めています。

今般、登録小型船舶教習所による教習業務の円滑化のため、特殊小型船舶操縦士の教員の研修の基準についての改正を行うことを検討しています。

## II. 改正の概要

特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員に関する研修基準については現在、登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示（平成16年国土交通省告示第167号。以下「告示」という。）別表第三において、学科科目と実技科目を一括で研修を実施することとしてきたところですが、近年の特殊小型船舶操縦士の免許取得希望者の増加に伴い、現行の一括研修に加え、学科教員用の研修課程と実技教員用の研修課程の基準を新たに設け、教員の柔軟的な養成課程を構築する必要から、別添のとおり所要の改正を行うことを検討しています。

## III. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 平成18年12月下旬